

気象庁より警報が発表される可能性のある自然災害発生時の対応について、以下の通りです。

1. 午前6時に今治市に特別警報・暴風警報・暴風雪警報の内、いずれか1つでも発表されている場合には、その日一日を休校とする。
2. 午前6時に今治市に土砂災害警戒情報が発令されている場合には、その日一日を休校とする。
3. 居住する地区、または通学経路に特別警報・暴風警報・暴風雪警報・土砂災害警戒情報のいずれか1つでも発表（発令）されている場合は、自宅待機とする。（公欠扱い）  
  
午前10時までに解除された場合は、安全に十分留意して登校する。
4. その他の警報(大雨・洪水・波浪等)については、安全に十分留意して登校する。
5. 上記に該当していないにもかかわらず公共交通機関が機能しない場合、午前10時までに復旧しなければ自宅待機とする（公欠扱い）
6. 臨時休校又は自宅待機の場合外出は認めない。自宅にて待機し、家庭学習に励むこと。
7. 上記に該当しない場合で、休校もしくは自宅待機とする場合は、本校の Facebook 又は classi を通じて連絡をするので確認すること。
8. 自然災害に被災した場合、学校に届出ること。
9. この自然災害発生時の対応は、平成30年10月1日に改定し、同日より適用する。